

令和元年9月30日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

目 次

ページ

(報告事項)

- I 平成 30 年度における水道料金の免除の状況について----- 1
- II 新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」の推進に合わせた水道利用加入金の減額について ----- 2
- III 相模貯水池堆砂対策について----- 3
- IV 相模ダムリニューアル事業の取組状況について----- 5
- V (仮称)寒川町学校給食センターの整備要請について----- 7

I 平成 30 年度における水道料金の免除の状況について

神奈川県県営上水道条例第 46 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、公営企業管理者は水道料金を納入することができる見込みがないと認める場合には、500 万円以下のものに限り当該水道料金を免除することができる。

平成 30 年度の水道料金免除の件数及び金額の合計額について、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

1 水道料金の免除対象

債務者の所在不明その他の理由により納入見込みのない水道料金で、神奈川県県営上水道条例施行規程（以下「規程」という。）第 25 条の 2 第 4 項の各号の規定に該当するもの。

2 件数及び金額

12,659 件、35,169,003 円

3 免除の内訳

(1) 理由別内訳

- ・ 債務者の所在不明（規程第 25 条の 2 第 4 項第 2 号該当）
12,535 件、31,616,221 円
- ・ 債務者の破産（規程第 25 条の 2 第 4 項第 3 号該当）
124 件、3,552,782 円

(2) 用途別内訳

- ・ 家事用 12,034 件、27,890,869 円
- ・ 業務用 625 件、7,278,134 円

(3) 金額別内訳

金 額		件 数
1,000,000 円 超		0 件
500,000 円 超	1,000,000 円 以下	2 件
100,000 円 超	500,000 円 以下	19 件
10,000 円 超	100,000 円 以下	322 件
10,000 円 以下		12,316 件

Ⅱ 新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」の推進に合わせた水道利用加入金の減額について

1 趣旨

企業庁は、県の企業誘致施策「セレクト神奈川100」の事業認定を受けた企業が県営水道給水区域内に水道の新設等を行う場合に、水道利用加入金を減額している。

新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」の実施に合わせ、企業庁は、経済的インセンティブとしてこれまでと同様に、水道利用加入金の減額を実施する。

2 水道利用加入金減額の概要（セレクト神奈川100の場合と同様）

(1) 適用条件

セレクト神奈川NEXTの事業認定を受けた企業が、県営水道給水区域内に給水装置を新設する又は既存の給水装置の口径を大きくする場合。

(2) 減額内容

水道利用加入金の50%を減額

<参考>

セレクト神奈川100の企業庁の実績（平成28年度～令和元年8月末現在）

減額適用者数	9者
減額の合計額	2,770,200円

セレクト神奈川NEXT（案）の概要

1 趣旨

これまでの企業誘致施策を進める中での課題に対応し、今後も本県の高度な産業集積の維持・発展を図るため、企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」を策定する。

2 施策の内容

① 支援の対象とする産業分野

未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業等

② 立地を促進するための支援策

企業立地促進補助金、企業誘致促進賃料補助金、企業立地促進融資、
税制措置、外国企業立上げ支援補助金

3 取組期間 令和元年11月1日から令和6年3月31日まで

Ⅲ 相模貯水池堆砂対策について

1 これまでの経緯

相模貯水池では、昭和 19 年に湛水を開始して以来、ダムの宿命である堆砂が進行してきたことから、上流域の災害防止と有効貯水容量の回復を図ることを目的に、平成 5 年度から「相模貯水池大規模建設改良事業」として堆砂対策を実施している。

2 相模貯水池大規模建設改良事業の概要

(1) 主な事業内容

ア しゅんせつ

しゅんせつ船団により、年間15万 m³の堆積土砂をしゅんせつし、しゅんせつした土砂については、建設骨材や養浜材、埋立て等に活用。

イ 河床のポケット化

貯水池下流部への土砂流入を抑制するために、上流部において河床を低下させる「ポケット化」を実施。

ウ 流入支川の保全

貯水池に流れ込む支川（秋山川、境川、沢井川）の保全対策として、護床工等を実施。

(2) 事業期間

平成 5 年度～令和元年度（27年間）

(3) 計画額

約477億円

(4) 事業執行

相模貯水池及び城山貯水池の水を利用する事業者（電気事業者、水道事業者及び河川管理者）が共同で実施しており、費用の負担率については各事業者間で締結した協定書で、次のとおり定めている。

事業者		負担率	
電気事業者	県営電気事業	17.1%	
水道事業者	県営水道事業	11.2%	79.1%
	横浜市	33.7%	
	川崎市	31.2%	
	横須賀市	3.0%	
河川管理者	県土整備局	3.8%	

3 事業の成果

事業開始から平成30年12月までに、約552万 m^3 （横浜スタジアム約18杯分）の土砂を貯水池から除去した。

(1) 上流域の災害防止

貯水池末端部である桂川橋地点の堤防余裕高（計画高水流量が流下した場合の堤防の余裕の高さ）は、平成30年12月時点で3.18mとなっており、法令で定められている1.2m以上を確保している。

(2) 有効貯水容量の回復

事業開始前（平成4年12月時点）の3,860万 m^3 から、平成30年12月時点で、約3,990万 m^3 まで回復している。

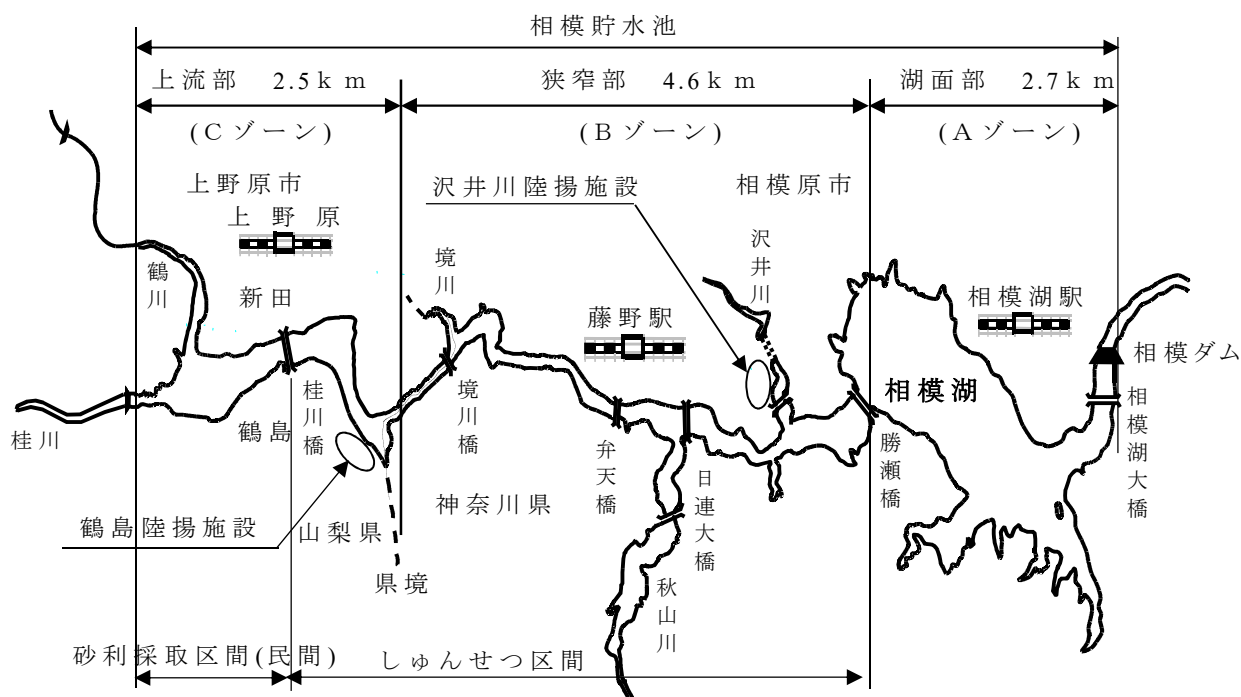
4 今後の取組

相模貯水池大規模建設改良事業が終了する令和元年度中に、新たな事業計画を策定したうえで、引き続き共同事業として相模貯水池の堆砂対策を実施していく。

5 今後のスケジュール

令和元年12月	次期事業計画書（案）を県議会に報告
令和2年3月	河川管理者（国土交通省）の承認
〃	事業者間で協定書を締結
4月	次期事業計画により事業を開始

○大規模建設改良事業概要図



IV 相模ダムリニューアル事業の取組状況について

1 概要

完成以来70年以上が経過した相模ダムについて、令和元年度から令和20年度までの「相模ダムリニューアル事業計画」に基づき、老朽化が進んでいる放流施設や、洗堀等が生じている下流河道部の対策に取り組んでいる。

2 取組状況

(1) 地元住民等への説明

地元住民等の理解と協力を得て事業を円滑に進めていくために、事業計画について説明を行った。

平成31年3月27日 相模原市
4月11日 河川管理者（国土交通省）
令和元年5月15日 相模湖地区自治会連合会

(2) 協定書の締結

相模貯水池の水を利用する電気事業者及び各水道事業者の間で「相模ダムリニューアル事業の実施に関する協定書」を平成31年3月27日に締結した。

【主な協定内容】

ア 事業の実施者

事業は、電気事業者が実施する。

イ 費用の負担率

各事業者は、全体の事業費にそれぞれの負担率[※]を乗じて得た金額を負担する。

事業者		負担率	
電気事業者	県営電気事業	53.3%	
水道事業者	県営水道事業	5.9%	46.7%
	横浜市	20.9%	
	川崎市	19.7%	
	横須賀市	0.2%	

※既存の相模貯水池管理事業と同じ負担率

(3) 執行体制の整備

6月1日付で、工事等を専門に担当する相模ダム建設部を相模川水系ダム管理事務所に設置した。

(4) 工事の執行状況等

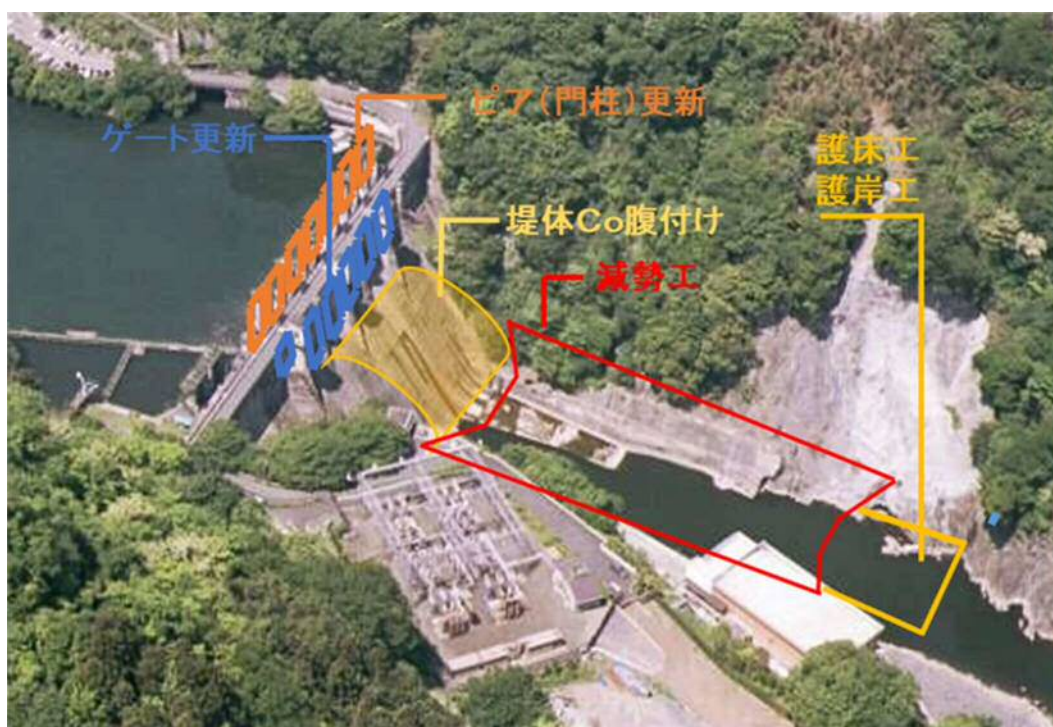
- ・ダム下流施設（減勢工、護岸工等）の設置に必要な「右岸下流進入路」に関する詳細設計業務委託契約を9月13日に締結した。
- ・ダム下流に資材等を搬入するための道路の建設に必要な用地の取得について、7月から地権者との交渉を開始した。

3 今後のスケジュール

令和元年度は、放流施設（放流ゲート、ピア等）及び下流施設の形状、施工方法等最適案の作成に関する概略設計業務委託契約を12月に締結予定（令和元年度～2年度の債務負担行為）。

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
概略設計	→																			
実施設計			→																	
準備工事等				→																
下流施設工事						→														
放流施設工事										→										

○ 事業イメージ



V (仮称) 寒川町学校給食センターの整備要請について

1 概要

寒川町から、学校給食センターの整備にあたり、企業庁所有地の貸付及び企業庁の地域振興施設等整備事業による施設建設の要請が令和元年9月6日付けでなされた。

2 町からの要請内容

- (1) 建設要望施設 (仮称) 寒川町学校給食センター
- (2) 建設予定地 高座郡寒川町宮山 4018 番ほか
- (3) 土地利用 企業庁寒川職員アパート跡地及び寒川町営テニスコート用地の一部等の企業庁所有地を、駐車場などを含めたセンター建設用地として貸付希望
- (4) 施設概要
 - ア 整備目的 小・中学校における完全給食の実施及び食育に関する情報発信施設の整備
 - イ 整備概要
 - (ア) 敷地面積 約 4,500 m²
 - (イ) 構造・規模 鉄骨造 地上3階建、延床面積約 3,200 m²
 - (ウ) 計画施設 調理室、食育スペース等
 - ウ 概算工事費 約 26 億円
- (5) 施設建設に係る要望事項
 - ア 地域振興施設等整備事業の活用
企業庁による施設建設、駐車場など関連施設の整備等（設計は寒川町が実施）
※地域振興施設等整備事業：市町村から施設の整備要請を受け、企業庁が整備した後に有償譲渡する事業。
 - イ 施設の完成時期
令和5年3月竣工を希望

3 今後の予定

要請内容を審査の上、受諾の適否を決定した後、寒川町に回答する。

4 建設予定地

(1) 位置図



(2) 周辺図

寒川職員アパート跡地及び寒川町営テニスコート用地の一部等

